政　令

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年四月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百四十六号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「平成二十八年度から平成三十二年度まで」を「令和三年度から令和七年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十条及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第二項の規定により令和三年四月一日以後発行される公債に係る収入であって令和二年度所属の歳入とされるものについては、この政令による改正前の予算決算及び会計令附則第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「及び」とあるのは、「及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の」とする。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　菅　　義偉

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年四月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百四十七号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第七十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年五月一日とする。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　　義偉

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年四月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百四十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「除く」の下に「。第十条第三号において同じ」を加え、「（以下「旧制大学」という。）」及び「（以下「旧専門学校」という。）」を削る。

第十条第三号を次のように改める。

三　学校教育法に基づく大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事したもの

第十条第四号を削る。

附　則

この政令は、令和三年五月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　菅　　義偉